

2020 年 12 月 14 日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先	サポートダイヤル 山中 淳 TEL 0120-753104

上場投資信託（ETF）の設定・交換の決済に係る清算制度に
対応するための投資信託約款の変更等に関するお知らせ

当社は、以下の通り、対象 ETF（計 57 本）の投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株式会社日本証券クリアリング機構が、ETF の設定・交換[※]の利便性向上を通じた ETF 市場の活性化を目的として、2021 年 1 月 18 日（月）より導入する ETF の設定・交換の決済に係る清算制度（以下、ETF 清算制度といいます）に対応するため、ETF 清算制度を利用する場合の設定・交換に関する規定を追加いたします。

※設定、交換、一部解約をまとめて、設定・交換といいます（以下、同様）。

上記変更と合わせて、投資家の利便性向上の観点から、対象 ETF の一部について、設定・交換の申込みから受付にかかる期間の短縮、申込不可日に関する条件の変更および設定・交換の申込み手続きについて書面による通知を不要とする変更を行ないます。

変更内容の詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

また、対象 ETF の次項以降の表の 1 番から 30 番については、ETF 清算制度に向けた対応実務のため、当該制度開始日の前営業日である 2021 年 1 月 15 日（金）の設定・交換の申込みの受付を停止いたします。

当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買について変更するものではありません。

[対象 ETF と該当する変更内容]

(該当する場合、「○」を付しています。)

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更の内容および適用対象 ETF			
			ETF 清算 制度を利用 する場合の 設定・交換 に関する規 定の追加	設定・交換 の申込みか ら受付けに かかる期間 の短縮	申込不可日 に関する条 件の変更	設定・交換 の申込み手 続きの変更
1	NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信	1306	○	○		○
2	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	1311	○	○		○
3	NEXT FUNDS ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投信	1312	○	○		○
4	NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信	1321	○	○		○
5	NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	1343	○	○		
6	NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	1480	○	○		○
7	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489	○	○		○
8	NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	1577	○	○		○
9	NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信	1591	○	○		○
10	NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信	1598	○	○		○
11	NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信	1615	○	○		○
12	NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信	1617	○	○		○
13	NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信	1618	○	○		○
14	NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信	1619	○	○		○

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更の内容および適用対象 ETF			
			ETF 清算 制度を利用 する場合の 設定・交換 に関する規 定の追加	設定・交換 の申込みか ら受付けに かかる期間 の短縮	申込不可日 に関する条 件の変更	設定・交換 の申込み手 続きの変更
15	NEXT FUNDS 素材・化学（TOPIX－17）上場投信	1620	○	○		○
16	NEXT FUNDS 医薬品（TOPIX－17）上場投信	1621	○	○		○
17	NEXT FUNDS 自動車・輸送機（TOPIX－17）上場投信	1622	○	○		○
18	NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄（TOPIX－17）上場投信	1623	○	○		○
19	NEXT FUNDS 機械（TOPIX－17）上場投信	1624	○	○		○
20	NEXT FUNDS 電機・精密（TOPIX－17）上場投信	1625	○	○		○
21	NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他（TOPIX－17）上場投信	1626	○	○		○
22	NEXT FUNDS 電力・ガス（TOPIX－17）上場投信	1627	○	○		○
23	NEXT FUNDS 運輸・物流（TOPIX－17）上場投信	1628	○	○		○
24	NEXT FUNDS 商社・卸売（TOPIX－17）上場投信	1629	○	○		○
25	NEXT FUNDS 小売（TOPIX－17）上場投信	1630	○	○		○
26	NEXT FUNDS 銀行（TOPIX－17）上場投信	1631	○	○		○
27	NEXT FUNDS 金融（除く銀行）（TOPIX－17）上場投信	1632	○	○		○
28	NEXT FUNDS 不動産（TOPIX－17）上場投信	1633	○	○		○

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更の内容および適用対象 ETF			
			ETF 清算 制度を利用 する場合の 設定・交換 に関する規 定の追加	設定・交換 の申込みか ら受付けに かかる期間 の短縮	申込不可日 に関する条 件の変更	設定・交換 の申込み手 続きの変更
29	NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信	2518	○	○		○
30	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529	○	○		○
31	NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証 50 連動型上場投信	1309	○			
32	NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信	1323	○		○	
33	NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信	1324	○		○	
34	NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信	1325	○		○	
35	NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信	1328	○		○	
36	NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1357	○			
37	NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信	1470	○			
38.	NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信	1471	○			
39	NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1472	○			
40	NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信	1545	○		○	
41	NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信	1546	○		○	
42	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信	1559	○		○	

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更の内容および適用対象 ETF			
			ETF 清算 制度を利用 する場合の 設定・交換 に関する規 定の追加	設定・交換 の申込みか ら受付けに かかる期間 の短縮	申込不可日 に関する条 件の変更	設定・交換 の申込み手 続きの変更
43	NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信	1560	○		○	
44	NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・イ ンデックス連動型上場投信	1570	○			
45	NEXT FUNDS 日経平均インバース・イ ンデックス連動型上場投信	1571	○			
46	NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信	1678	○		○	
47	NEXT FUNDS 日経・JPX 白金指数連動 型上場投信	1682	○		○	
48	NEXT FUNDS NOMURA 原油インデッ クス連動型上場投信	1699	○		○	
49	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA- BPI 総合連動型上場投信	2510	○		○	
50	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国 債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	2511	○		○	
51	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国 債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	2512	○		○	
52	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI- KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動 型上場投信	2513	○		○	
53	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI- KOKUSAI 指数（為替ヘッジあり）連動 型上場投信	2514	○		○	
54	NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本・為替ヘッジなし） 連動型上場投信	2515	○		○	
55	NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガ ン・エマージング・マーケット・ボンド・ インデックス・プラス（為替ヘッジなし） 連動型上場投信	2519	○		○	
56	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマ ーゼン・マーケット・インデックス（為 替ヘッジなし）連動型上場投信	2520	○		○	

	対象 ETF	銘柄 コード	約款変更の内容および適用対象 ETF			
			ETF 清算 制度を利用 する場合の 設定・交換 に関する規 定の追加	設定・交換 の申込みか ら受付けに かかる期間 の短縮	申込不可日 に関する条 件の変更	設定・交換 の申込み手 続きの変更
57	NEXT FUNDS ブルームバーグ・バーク レイズ米国投資適格社債（1・10 年）イン デックス（為替ヘッジあり）連動型上場投 信	2554	○		○	

【変更の日程】

2021 年 1 月 15 日まで

約款変更の届出日

2021 年 1 月 18 日

約款変更の適用日

[当該変更に係る新旧対照表]

1. NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ②～⑤ <略> ⑥ 取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑦ <略> ⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。<u>以下本項において同じ。</u>）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、</u>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の<u>前営業日</u>の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ②～⑤ <同左> ⑥ 取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑦ <同左> ⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第12条第8項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第12条第8項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（交換請求）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成13年9月1日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法

⑨ <同左>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（交換請求）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成13年9月1日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法

により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

(交換の指図等)

第 46 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。 7. <略>	<新設> 4. <同左> 5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
---	--

2. NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ②～⑤ <略> ⑥ 取得申込者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑦ <略> ⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ②～⑤ <同左> ⑥ 取得申込者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。 ⑦ <同左> ⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（当初の受益者）

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（交換請求）

⑨ <同左>

（当初の受益者）

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（交換請求）

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 14 年 6 月 3 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第 46 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 14 年 6 月 3 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 46 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、取得申込者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 <新設> 4. <同左> 5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
--	--

3. NEXT FUNDS ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 19 年 10 月 23 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを交付することができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③～⑤ <略> ⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 19 年 10 月 23 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを交付することができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③～⑤ <同左> ⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に

該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

(当初の受益者)

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第12条第8項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

(当初の受益者)

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 47 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 47 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求する

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 47 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 47 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求する

ときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑪ <略> (交換の指図等) 第 47 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	ときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑪ <同左> (交換の指図等) 第 47 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 <新設> 4. <同左> 5. 信託約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
---	--

4. NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社 (委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)) をいいます。以下同じ。) は、第 13 条の規定により分割される委託	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社 (委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)) をいいます。以下同じ。) は、第 13 条の規定により分割される委託

者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

②～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

②～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <略>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 13 年 9 月 1 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益

⑨ <同左>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 13 年 9 月 1 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第 46 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（付表）

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

5. <略>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

⑥～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経 225 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 46 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（付表）

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

<新設>

4. <同左>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

5. NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 20 年 9 月 18 日以降、第 13 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③～④ <略> ⑤ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条</u>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 20 年 9 月 18 日以降、第 13 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③～④ <同左> ⑤ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑥ <略>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 5 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 <略>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 5 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 21 年 2 月 10 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 5 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 43 条第 3 項に掲げる交換不動

⑥ <同左>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 <同左>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 21 年 2 月 10 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 43 条第 3 項に掲げる交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 43 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益

産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 43 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

(交換の指図等)

第 43 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第 12 条第 5 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

4. 信託約款第 12 条第 5 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

5. <略>

6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

7. <略>

者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

(交換の指図等)

第 43 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

<新設>

4. <同左>

5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

6. <同左>

6. NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <略> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 28 年 5 月 20 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <同左> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 28 年 5 月 20 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日<u>の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）</u>の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（交換請求）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成28年7月1日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を

のとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

（交換請求）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成28年7月1日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当す

請求することができます。 ②～④ <略> ⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑥ <略> ⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <略> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑪ <略> （交換の指図等） 第45条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。	る株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。 ②～④ <同左> ⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑥ <同左> ⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（<u>交換申込日の翌営業日</u>）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <同左> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑪ <同左> （交換の指図等） 第45条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。
--	--

(付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <略> 4. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 5. <略> 6. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	(付表) 1. <同左> <新設> 2. <同左> 3. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</u> 4. <同左> 5. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</u> 6. <同左>
--	--

7. NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <略> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <同左> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。))をいいます。以下同じ。)は、平成29年2月14日以降、第10条第1項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。))をいいます。以下同じ。)は、平成29年2月14日以降、第10条第1項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。))の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 29 年 3 月 13 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第 45 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第 45 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第 45 条 <略>

② <略>

⑨ <同左>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 29 年 3 月 13 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第 45 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第 45 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 45 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u> 受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <略> 4. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 5. <略> 6. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. <同左> <新設> 2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
---	--

8. NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 14 条 <略>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 25 年 3 月 8 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 14 条 <同左>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 25 年 3 月 8 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機

関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

(交換請求)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成25年4月8日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第41条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第41条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄

関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

(交換請求)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成25年4月8日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第41条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第41条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄

の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <略> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑪ <略> （交換の指図等） 第 41 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u> 受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 （付表） 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. ～5. <略> 6. <u>信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. ～8. <略>	の株数は、交換請求受付日（<u>交換申込日の翌営業日</u>）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <同左> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑪ <同左> （交換の指図等） 第 41 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 （付表） 1. <同左> <新設> 2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 3. ～4. <同左> 5. 信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 6. ～7. <同左>
--	--

9. NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <略> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 26 年 1 月 29 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <同左> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、平成 26 年 1 月 29 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の<u>前営業日（以下「取得申込日」といいます。）</u>の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（交換請求）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成26年2月24日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）

のとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

（交換請求）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成26年2月24日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当す

を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第45条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

る株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第45条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <略> 4. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 5. <略> 6. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. ～8. <略>	(付表) 1. <同左> <新設> 2. <同左> 3. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</u> 4. <同左> 5. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</u> 6. ～7. <同左>
--	--

10. NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <略> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <同左> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。))をいいます。以下同じ。)は、平成26年3月25日以降、第10条第1項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。))をいいます。以下同じ。)は、平成26年3月25日以降、第10条第1項の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 26 年 4 月 25 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第 45 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第 45 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第 45 条 <略>

⑨ <同左>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 26 年 4 月 25 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第 45 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第 45 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 45 条 <同左>

② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <略> 4. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 5. <略> 6. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. ~8. <略>	② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. <同左> <新設> 2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. ~7. <同左>
--	--

11. NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適

をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

②～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取

格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

②～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取

得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 14 年 6 月 3 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等で

得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(交換請求)

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 14 年 6 月 3 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 46 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 46 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等で

ある場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第 46 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（付表）

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

5. <略>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

7. <略>

ある場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 46 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（付表）

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

<新設>

4. <同左>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

6. <同左>

12. NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信
13. NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信
14. NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信
15. NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信
16. NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信
17. NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信
18. NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信
19. NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信
20. NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信
21. NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信
22. NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信
23. NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信
24. NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信
25. NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信
26. NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信
27. NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信
28. NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信

※12.~28.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社 (委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、平成 20 年 3 月 25 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③~⑤ <略> ⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。) は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社 (委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、平成 20 年 3 月 25 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日<u>の前営業日</u> (以下「取得申込日」といいます。) の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が別に定める信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。 ② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日 (取得申込日の翌営業日) の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ③~⑤ <同左> ⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。) は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面</u>をもって通知するものと

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第16条第1項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第12条第8項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 <略>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは

します。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第16条第1項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 <同左>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは

振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (交換請求) 第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 7 月 16 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。 ②～④ <略> ⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第 43 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 43 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑥ <略> ⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <略> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑪ <略> (交換の指図等) 第 43 条 <略>	振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 (交換請求) 第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 7 月 16 日以降、委託者に対し、交換請求受付日<u>の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）</u>の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。 ②～④ <同左> ⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第 43 条第 3 項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 43 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑥ <同左> ⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日<u>（交換申込日の翌営業日）</u>の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <同左> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑪ <同左> (交換の指図等) 第 43 条 <同左>
---	--

② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 12 条第 8 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. 信託約款第 12 条第 8 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。<u>ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 (付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 <新設> 4. <同左> 5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
--	--

29. NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第14条 <略>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等(第15条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、2018年5月16日以降、第10条第1項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第14条 <同左>

② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等(第15条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第15条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、2018年5月16日以降、第10条第1項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社(販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得

込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

(交換請求)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2018年8月15日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて

申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等(第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

(交換請求)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2018年8月15日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業

計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <略> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑪ <略> （交換の指図等） 第 45 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 5 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 （付表） 1. <略> <u>2. 信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> <u>3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. ～5. <略> <u>6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	日) の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。 ⑧～⑨ <同左> ⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。 ⑪ <同左> （交換の指図等） 第 45 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 （付表） 1. <同左> <新設> 2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 3. ～4. <同左> <u>5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</u> 6. <同左>
--	---

30. NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 15 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <略> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、2019 年 4 月 22 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 14 条 <同左> ② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券等（第 15 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 15 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、2019 年 4 月 22 日以降、第 10 条第 1 項の規定により分割される一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合、取得申込みは、委託者が信託適格有価証券等をもって行なうものとします。ただし、当該信託適格有価証券等の評価額が当該一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <略>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦ <略>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑨ <略>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2019 年 7 月 19 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日）の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

③～⑤ <同左>

⑥ 取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑦ <同左>

⑧ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する信託適格有価証券等（第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑨ <同左>

（交換請求）

第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2019 年 7 月 19 日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請

②～④ <略>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <略>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪ <略>

（交換の指図等）

第45条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第5項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。

受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

求することができます。

②～④ <同左>

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび第45条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、第45条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ <同左>

⑦ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑧～⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ <同左>

（交換の指図等）

第45条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. <u>信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 4. ～5. <略> 6. <u>信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。</u> 7. <略>	(付表) 1. <同左> <新設> 2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 3. ～4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <同左>
--	---

31. NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証 50 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② <略> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。</u>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ② <同左> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ <略>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、第 37 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 49 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 49 条第 1 項の一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却（信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。なお、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 49 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 49 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

④ <同左>

(当初の受益者)

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、第 37 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 49 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 49 条第 1 項の一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却（信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一時解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ <略> (信託の一部解約) 第 49 条 <略> ②～③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、<u>第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. ～7. <略> 8. <u>約款第 12 条第 3 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 9. ～13. <略>	⑧ <同左> (信託の一部解約) 第 49 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. ～7. <同左> <新設> 8. ～12. <同左>
--	--

32. NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 4. <略> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 4. <同左> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込

の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

④ <略>

(当初の受益者)

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第17条 受託者は、第33条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第45条第5項の一部解約の価

込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ <同左>

(当初の受益者)

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第17条 受託者は、第33条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第45条第5項の一部解約の価

額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。<u>なお、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第45条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第45条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ <略> (信託の一部解約) 第45条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略> 1. ～3. <略> 4. <u><削除></u> 5. <略> ③ <略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑤～⑧ <略> (付表) 1. ～7. <略> 8. 約款第12条第3項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング	額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑧ <同左> (信託の一部解約) 第45条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左> 1. ～3. <同左> 4. <u>一部解約の実行の請求日当日が、第8条に定める計算期間終了日から起算して最大40日以内</u> 5. <同左> ③ <同左> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. ～7. <同左> <新設>
---	--

機構」とします。 9. ～12. <略>	8. ～11. <同左>
-------------------------	--------------

33. NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<以下略> 1. ～4. <略> 5. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 6. <略> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> ④ <略>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<同左> 1. ～4. <同左> 5. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 6. <同左> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ④ <同左>

(当初の受益者) 第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 17 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 42 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。<u>なお、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 45 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 45 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ <略> (信託の一部解約) 第 45 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各	(当初の受益者) 第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 17 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 42 条 <同左> ②～⑥ <同左> ⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑧ <同左> (信託の一部解約) 第 45 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各
--	--

号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。＜以下略＞ 1. ～5. ＜略＞ 6. 一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 7. <u>＜削除＞</u> 8. ＜略＞ ③ ＜略＞ ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、<u>第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ ＜略＞ （付表） 1. ～7. ＜略＞ 8. <u>約款第 12 条第 3 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 9. ～12. ＜略＞	号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。＜同左＞ 1. ～5. ＜同左＞ 6. 一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 7. <u>一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内</u> 8. ＜同左＞ ③ ＜同左＞ ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ ＜同左＞ （付表） 1. ～7. ＜同左＞ ＜新設＞ 8. ～11. ＜同左＞
--	---

34. NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
（受益権の申込単位および価額） 第 12 条 ＜略＞ ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。＜以下略＞ 1. ～4. ＜略＞ 5. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 6. ＜略＞	（受益権の申込単位および価額） 第 12 条 ＜同左＞ ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。＜同左＞ 1. ～4. ＜同左＞ 5. 取得申込日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 6. ＜同左＞

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

④ <略>

（当初の受益者）

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 17 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等（第 16 条第 1 項に規定する振替機関等をいいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ <同左>

（当初の受益者）

第 14 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 17 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。なお、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第 45 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 45 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第 45 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内)

5. <削除>

6. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 12 条第 3 項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第 45 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内)

5. 一部解約の実行の請求日当日が、第 8 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内

6. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に

に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. ～7. <略> 8. 約款第 12 条第 3 項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 9. ～12. <略>	に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. ～7. <同左> <新設> 8. ～11. <同左>
--	--

35. NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. ～3. <略> 4. 取得申込日当日が、第 7 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益</u>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. ～3. <同左> 4. 取得申込日当日が、第 7 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 1 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

④～⑤ <略>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 受託者は、第38条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第50条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。なお、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、第50条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第50条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第50条 <略>

②～③ <略>

④～⑤ <同左>

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第17条 受託者は、第38条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第50条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第50条 <同左>

②～③ <同左>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第12条第3項に掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <略> （付表） 1. ～5. <略> <u>6. 約款第12条第3項の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 7. ～9. <略>	④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <同左> （付表） 1. ～5. <同左> <新設> 6. ～8. <同左>
--	--

36. NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
（当初の受益者） 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> （受益権の設定に係る受託者の通知） 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基</u>	（当初の受益者） 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の設定に係る受託者の通知） 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <略>

②～③ <略>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤～⑥ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第46条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第46条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第46条 <略>

②～③ <略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <同左>

②～③ <同左>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤～⑥ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第46条 <同左>

②～③ <同左>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け

付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑤～⑨ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～10. <略>	付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～9. <同左>
--	--

37. NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信

38. NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信

39. NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

※37.～39.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u>	(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。 ⑤～⑥ <略> (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑧ <略> (信託の一部解約) 第 46 条 <略> ②～③ <略>	(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ⑤～⑥ <同左> (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <同左> ②～⑥ <同左> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑧ <同左> (信託の一部解約) 第 46 条 <同左> ②～③ <同左>
---	---

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～10. <略>	④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～9. <同左>
--	--

40. NEXT FUNDS NASDAQ－100®連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわ</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

れた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <略>

② <略>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 取得申込日当日が、第 37 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

4. <略>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則とし

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <同左>

②<同左>

③前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 取得申込日当日が、第 37 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

4. <同左>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則とし

て6営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第45条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第45条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第45条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）

4. (削除)

5. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <略>

(付表)

1. <略>

2. 約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

3. ～8. <略>

て6営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第45条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日から起算して最大40日以内

5. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <同左>

(付表)

1. <同左>

<新設>

2. ～7. <同左>

41. NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 取得申込日当日が、第 37 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 4. <略> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 33 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ②<同左> ③前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 取得申込日当日が、第 37 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 4. <同左> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載または記録を行なうことができません。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第45条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第45条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第45条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第45条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）

4. （削除）

5. <略>

増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第45条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第45条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第37条に定める計算期間終了日から起算して最大40日以内

5. <同左>

③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～8. <略>	③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～7. <同左>
--	--

42. NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信

43. NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信

※42.43.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 35 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 35 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <略>

② <略>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. 取得申込日当日が、第 39 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

5. <略>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 47 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるとこ

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <同左>

② <同左>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 取得申込日当日が、第 39 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

5. <同左>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 47 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。

ろにより、第 47 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 47 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ⑧ <略> (信託の一部解約) 第 47 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略> 1. ～5. <略> 6. (削除) 7. <略> ③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～8. <略>	⑧ <同左> (信託の一部解約) 第 47 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左> 1. ～5. <同左> 6. <u>一部解約の実行の請求日当日が、第 39 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内</u> 7. <同左> ③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～7. <同左>
---	---

44. NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

45. NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信

※44.45.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関</u> (金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <略>

②～③ <略>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤～⑥ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <同左>

②～③ <同左>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤～⑥ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同

じ。)は第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。なお、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第46条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第46条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ <略> (信託の一部解約) 第46条 <略> ②～③ <略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑤～⑨ <略> (付表) 1. <略> <u>2. 約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～10. <略>	じ。)は第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。 ⑧ <同左> (信託の一部解約) 第46条 <同左> ②～③ <同左> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑨ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～9. <同左>
---	---

46. NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知)	(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 13 条 受託者は、第 31 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <略>

② <略>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

5. <略>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 <略>

②～⑥ <略>

第 13 条 受託者は、第 31 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <同左>

② <同左>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

5. <同左>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 40 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 43 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 43 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ <略> （信託の一部解約） 第 43 条 <略> ②～③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> （付表） 1. <略> <u>2. 約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～12. <略>	⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑧ <同左> （信託の一部解約） 第 43 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> （付表） 1. <同左> <新設> 2. ～11. <同左>
--	---

47. NEXT FUNDS 日経・JPX 白金指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託

当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 13 条 受託者は、第 31 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第 14 条 <略>

② <略>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<以下略>

1. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内。）

2. <略>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加

当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 13 条 受託者は、第 31 条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第 14 条 <同左>

② <同左>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。<同左>

1. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内。）

2. <同左>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 40 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 43 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 43 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第 43 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<以下略>

1. <略>

2. 解約申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内。）

3. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <略>

⑤ <同左>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 40 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第 43 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。<同左>

1. <同左>

2. 解約申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内。（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内。）

3. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <同左>

(付表) 1. <略> 2. 約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、<u>「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～7. <略>	(付表) 1. <同左> <新設> 2. ～6. <同左>
---	---

48. NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第14条 <略> ② <略> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<以下略> 1. <略> 2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） 3. <略> ④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会	(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第34条に規定する追加信託金を受け入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第14条 <同左> ② <同左> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。<同左> 1. <同左> 2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） 3. <同左> ④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会

社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第 46 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付を停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

5. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 43 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第 46 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付を停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

5. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解

なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>約款第9条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～8. <略>	約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～7. <同左>
---	--

49. NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第32条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第14条 <略> ② <略> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申	(当初の受益者) 第9条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第10条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第13条 受託者は、第32条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第14条 <同左> ② <同左> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申

込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。＜以下略＞ 1. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 2. ＜略＞ ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> ⑤ ＜略＞ （名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 40 条 ＜略＞ ②～⑥ ＜略＞ ⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 43 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 43 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ ＜略＞ （信託の一部解約） 第 43 条 ＜略＞ ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各	込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。＜同左＞ 1. 取得申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 2. ＜同左＞ ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ⑤ ＜同左＞ （名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第 40 条 ＜同左＞ ②～⑥ ＜同左＞ ⑦ 一部解約金（第 43 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑧ ＜同左＞ （信託の一部解約） 第 43 条 ＜同左＞ ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各
--	---

号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。＜以下略＞ 1. 解約申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 2. ＜略＞ ③ ＜略＞ ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ ＜略＞ （付表） 1. ＜略＞ 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～11. ＜略＞	号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。＜同左＞ 1. 解約申込日当日が、第 35 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 2. ＜同左＞ ③ ＜同左＞ ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ ＜同左＞ （付表） 1. ＜同左＞ ＜新設＞ 2. ～10. ＜同左＞
---	--

50. NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信

51. NEXT FUNDS 外国債券・FTSE 世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信

※50.51.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。
下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
（当初の受益者） 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」</u>	（当初の受益者） 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

といひます。)の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第35条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <略>

② <略>

③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略>

1. <略>

2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいひます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

3. <略>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいひます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第35条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第14条 <同左>

② <同左>

③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左>

1. <同左>

2. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいひます。)の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内)

3. <同左>

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいひます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第 46 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略>

1. <略>

2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内)

3. (削除)

4. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができるとを除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第 46 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左>

1. <同左>

2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内)

3. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内

4. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し(当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができるとを除きます。)、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. 信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。 3. ～11. <略>	⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～10. <同左>
--	--

52. NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信

53. NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信

※52.53.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 35 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 4. <略> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 35 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ② <同左> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 4. <同左> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込

と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第46条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第46条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第46条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 解約申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第46条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 解約申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内)

4. <u>(削除)</u> 5. <略> ③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～11. <略>	4. <u>解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内</u> 5. <同左> ③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～10. <同左>
---	---

54. NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型
上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知)	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知)

第13条 受託者は、第35条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、<u>第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第14条 <略> ② <略> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） 4. <略> ④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第27条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> ⑤ <略> (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 <略> ②～⑥ <略>	第13条 受託者は、第35条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第14条 <同左> ② <同左> ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 取得申込日当日が、第38条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内） 4. <同左> ④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ⑤ <同左> (名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第43条 <同左> ②～⑥ <同左>
---	--

⑦ 一部解約金（第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 46 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第 46 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ⑧ <略> （信託の一部解約） 第 46 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内) 4. <u>（削除）</u> 5. <略> ③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑤～⑧ <略> （付表） 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u>	⑦ 一部解約金（第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑧ <同左> （信託の一部解約） 第 46 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内) 4. <u>解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内</u> 5. <同左> ③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> （付表） 1. <同左> <新設>
---	---

3. ～11. <略>	2. ～10. <同左>
-------------	--------------

55. NEXT FUNDS 新興国債券・J.P.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u> (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 37 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. 取得申込日当日が、第 40 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 3. <略> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 37 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ② <同左> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. 取得申込日当日が、第 40 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 3. <同左> ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振

替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第48条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第48条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第48条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第48条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略>

1. <略>

2. 解約申込日当日が、第40条に定める計算期

替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ <同左>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第48条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第48条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左>

1. <同左>

2. 解約申込日当日が、第40条に定める計算期

間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内） 3. <u>（削除）</u> 4. <略> ③ <略> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。<u>なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u>振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> （付表） 1. <略> <u>2. 信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～<u>11</u>. <略>	間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内） 3. <u>解約申込日当日が、第 40 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内</u> 4. <同左> ③ <同左> ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> （付表） 1. <同左> <新設> <u>2. ～10.</u> <同左>
--	--

56. NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以</u>	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 13 条 受託者は、第 36 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <略>

② <略>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 取得申込日当日が、第 39 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日) をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内)

4. <略>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金 (第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。) の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうため

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 13 条 受託者は、第 36 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第 14 条 <同左>

② <同左>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 取得申込日当日が、第 39 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日) をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内)

4. <同左>

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金 (第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。) の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

の振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ <略>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第47条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、第47条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第47条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略>

1. ～3. <略>

4. （削除）

5. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第9条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する

⑤ <同左>

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第47条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左>

1. ～3. <同左>

4. 解約申込日当日が、第39条に定める計算期間終了日から起算して最大40日以内

5. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部

場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <略> (付表) 1. <略> 2. <u>信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。</u> 3. ～11. <略>	解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ⑤～⑧ <同左> (付表) 1. <同左> <新設> 2. ～10. <同左>
---	---

57. NEXT FUNDS ブルームバーグ・バークレイズ米国投資適格社債（1・10 年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)</u>の業務方法書に定めるところにより、第 14 条に定める取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 39 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u> (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次	(当初の受益者) 第 9 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 10 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の設定に係る受託者の通知) 第 13 条 受託者は、第 39 条に規定する追加信託金を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 (受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ② <同左> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次

の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。＜以下略＞

1. ＜略＞

2. 取得申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

3. ＜略＞

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

⑤ ＜略＞

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 47 条 ＜略＞

②～⑥ ＜略＞

⑦ 一部解約金（第 50 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 50 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機

の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。＜同左＞

1. ＜同左＞

2. 取得申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

3. ＜同左＞

④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ ＜同左＞

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 47 条 ＜同左＞

②～⑥ ＜同左＞

⑦ 一部解約金（第 50 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

関が負担する場合には、受託者は、第 50 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ <略>

(信託の一部解約)

第 50 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略>

1. <略>

2. 解約申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内）

3. (削除)

4. <略>

③ <略>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第 9 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <略>

(付表)

1. <略>

2. 信託約款第 9 条の別に定める金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

3. ～11. <略>

⑧ <同左>

(信託の一部解約)

第 50 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左>

1. <同左>

2. 解約申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内）

3. 解約申込日当日が、第 42 条に定める計算期間終了日から起算して最大 40 日以内

4. <同左>

③ <同左>

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第 1 項の一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤～⑧ <同左>

(付表)

1. <同左>

<新設>

2. ～10. <同左>

以 上